みんなのＰＴＡ

ＰＴＡ（Parent-Teacher Association）とは

「Ｐ」は保護者、「Ｔ」は先生、「Ａ」は会という意味です。

会は小学校とは別組織で、保護者と先生がしっかり手をつないで、子どものしあわせな成長をはかるため、民主教育への理解を深め、会員同士の教養をたかめて、よりよい保護者、先生となるためにつくられた会です。

ＰＴＡは何をめざしているのでしょう

子どもたちのしあわせな成長をめざしています。

〇子どものしあわせのために、保護者と先生がたがいに学びあい協力しあう場とします。

〇保護者と先生が協力して、子どもの生活環境をよくするように努力します。

〇公教育が充実するように、諸機関にはたらきかけます。

総会について

全会員をもって構成されているこの会は、最高の議決機関で、会員の２分の１以上の賛同がなければ成立しません。

この会では、役員と会計監査の選任報告と承認、前年度の活動方針と決算の承認、新年度の活動計画と予算の審議決定を行います。また、ＰＴＡ規約の改正もここではかられます。

疑問点については積極的に質問し、会員の意見が反映されるようにしましょう。

本部役員会とは

会長・副会長・書記・会計（保護者より選出された役員）と校長・副校長・教務主任で構成された組織で、総会についで協議し、議決する機関です。

緊急に処理が必要なことや、運営委員会では決めかねる重要な問題がある場合は、本部役員会で協議決定します。

運営委員会とは

本部役員と選考委員会、地区委員会の委員長・副委員長（会計）・書記（2名）・地区代表及び校長・副校長・教務主任で構成された組織です。ＰＴＡ全体の運営について話し合い、協議します。運営委員は、ＰＴＡ会員の意思を運営委員会に十分反映させることが大切です。

専門委員会とは

専門委員会には、選考委員会・地区委員会があり、各学年及び地区より選出された委員で成り立ちます。委員は、学級・地区などの意見を持ちよって話し合い、活動の計画を立て、充分検討してから活動に入ります。

松っ子サポーターとは

ＰＴＡイベントや学校行事で人手が必要となった際に、本部役員会が募集するボランティアを指します。活動には通年型と単発型があり、事前募集または直前募集により参加者を募ります。

必要な人数が集まらない場合は、活動を中止することもあります。

学級懇談会とは

学級懇談会は、学校が主催するもので、ＰＴＡ活動の基にもなる大切な話し合いの場です。懇談会では、先生と保護者が対等の立場に立ち、気軽に意見交換を行います。

多くは、授業参観後に開催されますが、他の日程に、独自の懇談会を設けることもあります。学級で取り上げられた内容については、ＰＴＡとして研究・討議します。

【ＭＥＭＯ：ＰＴＡ組織】

相模原市ＰＴＡ連絡協議会（略称：相模原市Ｐ連、市Ｐ連)

↓

旭・大沢ブロック協議会
旭小、相原小、橋本小、二本松小、宮上小、当麻田小、大沢小、九沢小、大島小、旭中、相原中、大沢中、内出中で構成

↓

二本松小学校ＰＴＡ

相模原市ＰＴＡ連絡協議会（略称：相模原市Ｐ連、市Ｐ連）

相模原市Ｐ連は、各単位ＰＴＡ（※）相互の連携を図り、子どもたちの健やかな成長を願い、よりよい教育環境の整備に向け、家庭-地域-学校を結びながら、共通課題の解決にあたることを目的として活動しています。

相模原市ＰＴＡ連絡協議会安全互助制度（略称：市Ｐ連安全互助制度）

会員相互の互助精神に基づき、ＰＴＡ活動に起因して生じた傷害・死亡等への給付及び損害賠償に関しての対策を講じることを目的とし、ＰＴＡ活動の充実と円滑な運営に寄与することとします。

※単位ＰＴＡ・・・学校単位のＰＴＡ組織を単位ＰＴＡ（略して、単Ｐ）と言います。

組　　織　　図

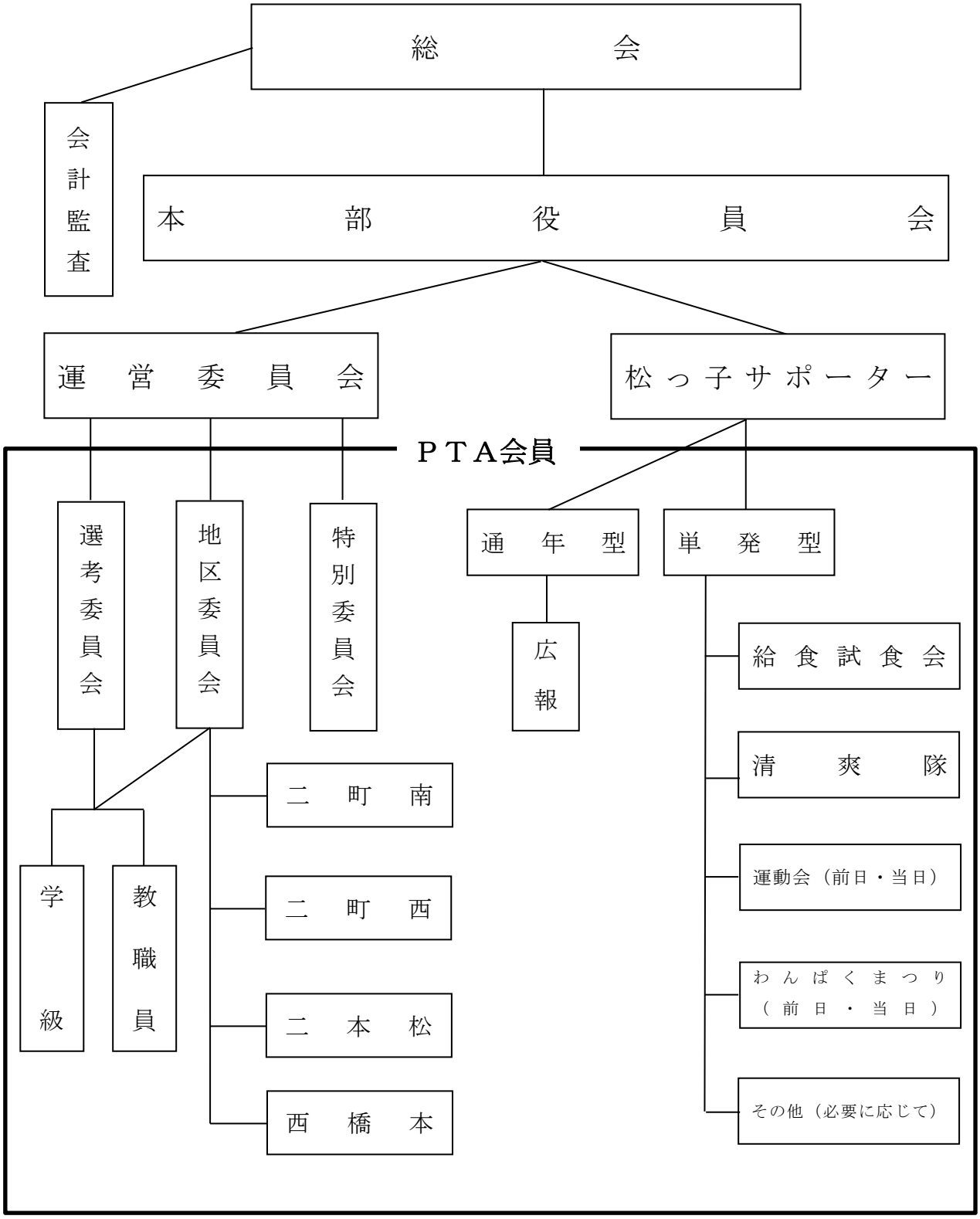

※ボランティアの単発型は、状況により変更の可能性もあります。

二本松小学校ＰＴＡ規約

第　１　章　　総　　則

（名　　称）

第　１　条　この会は、相模原市立二本松小学校ＰＴＡと称し、二本松小ＰＴＡと略す。
相模原市立二本松小学校に置く（相模原市緑区二本松２－９－１）。

（目的と活動）

第　２　条　この会は、二本松小学校児童の保護者と教職員とが協力して、家庭と学校での子どもの幸福な成長を図ることを目的とする。

２．この目的を達成するために、次の活動をする。

（１）児童にふさわしい環境作りに努める。

（２）保護者と教職員の交流を大切にする。

（方　　針）

第　３　条　この会の方針は、次のとおりとする。

（１）教育を本旨とする自主的、民主的な団体としてこれを運営する。

（２）特定の政党や宗教にかたよることなく、また、本会の目的以外の行為は行わない。

（３）前条の目的を達成するために、必要な他の団体や機関と協力する。

（４）学校の教育活動の推進には協力するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

（会　　員）

第　４　条　この会の会員は、次のとおりとする。

（１）本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者（以下保護者という。）

（２）本校に勤務する教職員。

（３）本会への加入は任意とし、ＰＴＡ会員カードの記入、提出をもって加入とする。

（４）本会から退会する場合は、役員に退会の意思表示をする。

第　２　章　　委　　員　　会

（委　員　会）

第　５　条　この会に次の委員会を置く。

（１）選考委員会

（２）地区委員会（各地区毎に設置）

２．各委員会は次の活動を行う。

（１）選考委員会は、ＰＴＡ本部役員を選出する。（ＰＴＡ役員等選考規則による）

（2）地区委員会は、親睦を図ると共に、児童の登下校の生活環境の整備に努める。

3．各委員会は、役員等選考規則第３条により選出された委員によって組織する。

4．地区を二町西・二町南・二本松・西橋本とする。

5．特別な問題が生じたとき、及び運営委員会が必要とした場合は、特別委員会を設置することができる。

第 3 章　会　　議

（会　　議）

第　6　条　この会の運営は次によって行う。

（1）総会

（2）役員会

（3）運営委員会

（4）委員会

（5）その他会議

（総　　会）

第　7　条　総会は、この会の最高議決機関として、全会員を持って構成し、会長が招集する。

2．定期総会は、毎年５月末までに開催する。

3．臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときに開催する。

4．総会の成立は、委任状を含む全会員の２分の１以上の出席を必要とする。

5．総会の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

6．総会の議長は、決議権をもつ出席者の中から選出する。

7．次に事項は総会で決める。

（1）会計報告ならびに会計決算の承認。

（2）事業計画ならびに予算の決定。

（3）役員、会計監査の選出。

（4）会規約の改廃。

（5）その他の重要事項。

（役　員　会）

第　8　条　役員は、第４章　役員・会計監査委員による。

（運営委員会）

第　9　条　運営委員会は、役員と選考委員会・地区委員会の委員長・副委員長（会計）・書記（２名）・地区代表及び校長・副校長・教務主任をもって構成し、会務の処理・執行を行うため会長が招集する。

2．次の事項は運営委員会で審議する。

（1）事業計画の具体化。

（２）諸規則の制定、改廃。
（３）その他の必要事項。

（委　員　会）
第　10　条　それぞれの各委員会をもって構成し、会長の承認を得て、招集する。

（その他の会議）
第　11　条　その他の会議は必要に応じ、運営委員会の決定により開催をする。

第　４　章　　役員・会計監査委員

（役　　員）
第　12　条　この会に次の役員を置く。
（１）会　長　１名（保護者）
（２）副会長　３名（保護者２名、副校長）
（３）書　記　３名（保護者２名、教職員１名）
（４）会　計　２名（保護者）
２．但し、特別な事由（周年事業等）がある場合は、役員を増減することができる。
（１）上記については、運営委員会で決定し、選考委員会は選出する。

（任　　務）
第　13　条　役員の任務は、次のとおりとする。
（１）会長は、この会の代表とし、会務を総括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合、または会長不在の場合は、その任を代行する。
（３）書記は、この会の活動ならびに議事を記録し、庶務を行う。
（４）会計は、この会の会計事務を処理し、財産の管理をする。

（会計監査委員）
第　14　条　この会に、会計監査委員（保護者１名、教職員１名）を置く。
２．会計監査委員は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（顧　　問）
第　15　条　この会に顧問を置くことができる。
２．顧問は本部役員会で決議し、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

（任　　期）
第　16　条　役員、各委員長ならびに会計監査委員の任期は、１年とし再選を妨げない。
２．欠員補充によって、就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

（選　　出）

第　17　条　役員、会計監査委員の選出決定は、総会において行う。

２．役員、各委員ならびに会計監査委員などの選出は、別に定める「役員等選考規則」に従って行う。

第　５　章　　会　　計

（経　　費）

第　18　条　この会の経費は、会費、特別会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（会　　費）

第　19　条　この会の会費、特別会費は次のとおりとする。

（１）会費は、月額２５０円とする。

（２）特別会費は、会費以外に特別に徴収する会費とする。

（会費納入）

第　20　条　会費の納入は、年三回、学期ごとに現金集金とする。但し、会長が特別の理由で納入できないと認めたものについては、この限りではない。

（会費・特別会費の免除）

第　21　条　会員の特別事由による場合は、その月の会費、特別会費を免除する。
特別事由については、運営委員会で検討し決定する。

（会計の種類）

第　22　条　この会に会計は、一般会計と特別会計とする。

（１）一般会計をもって賄うことを原則とする。

（２）特別会計は特別会費とし、一般会計に繰り入れないことを原則とする。特別会計を一般会計に繰り入れるときは、運営委員会の承認を得なければならない。

（予　　算）

第　23　条　一般会計、特別会計の収支予算は総会に提出し、承認を得なければならない。

（会計年度）

第　24　条　この会の会計年度は、毎年４月１日より、翌年３月３１日とする。

２．決算報告は、会計監査委員による監査報告を添えて総会に報告し承認を得なければならない。

（旅　　費）

第　25　条　旅費については、別に定める「旅費支給規則」による。

（慶　弔　金）

第　26　条　慶弔金は、別に定める「慶弔金規則」による。

（会計処理）

第　27　条　この会の会計に関しては、別に定める「会計処理規則」による。

第　６　章　　規約の改廃

第　28　条　この規約の改廃は、総会において、出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

附　　則

１．昭和５２年４月１日ＰＴＡ設立。
　　この規約は、昭和５６年９月１７日に設立総会が行われ、施行する。
２．昭和５６年　５月　９日　　一部改正
３．昭和５９年　５月１２日　　一部改正
４．昭和６０年　５月　４日　　一部改正
５．昭和６１年　４月２６日　　一部改正
６．平成　２　年　５月１２日　　一部改正
　　第１３条（３）書記については、平成３年度から施行する。
７．平成１４年　５月１８日　　一部改正
８．平成２２年　２月　９日　　一部改正
　　第５条委員会については、平成２２年度から施行する。
９．平成２３年　５月１２日　　一部改正
　　第９条運営委員会については、平成２３年度から施行する。
10．平成２９年　５月１０日　　一部改正
11．平成３１年　２月１３日　　一部改正
12．令和　元　年　５月　８日　　一部改正
13．令和　２　年　６月２５日　　一部改正
14．令和　５　年　５月１１日　　一部改正
15．令和　７　年　５月１４日　　一部改正
16．令和　８　年　４月　１日　　一部改正

二本松小学校ＰＴＡ役員等選考規則

（総　　則）

第　１　条　二本松小学校ＰＴＡ役員等の選考は、次により行う。

（役　　員）

第　２　条　役員は、次により選出する。

１．会長

会員中より選出する。

２．副会長・書記・会計

会員中より選出する。但し、副会長及び書記１名は、Ｔ会員中より選出する。

（委　　員）

第　３　条　委員は、次により選出する。

１．選考委員会は、各学年会員より、学年×１名とする。

地区委員会は、各班より１名とする。（合併班のみ合併班×１名とする。）

２．Ｔ会員は各委員会に所属する。

３．特別委員は、運営委員会において選考する。

（松っ子サポーター）

第　４　条　松っ子サポーターには通年型と単発型があり、必要に応じて協力委員を募ることができる。

１．本会の目的に基づき、各学年会員とＴ会員が協力して、児童の心身の健全な育成に協力する。

２．いかなる事業計画についても運営委員会の決議を経なければならない。

３．協力委員の任期は、通年型は１年とする。単発型は事業終了後に任期満了とする。再選を妨げない。

（地区委員長、副委員長、書記）

第　５　条　地区委員会委員長・副委員長・書記（２名）は、互選による。（各地区１名とする。）

（会計監査委員）

第　６　条　会計監査委員は、役員会計経験者より選出する。

（選考委員会）

第　７　条　役員を選出するために、選考委員会を設置する。

１．構　成

各学年会員より、学年×１名ずつ６名選出する。

２．任　務

第２条に定める役員及び第５条に定める会計監査委員の選出を行う。

３．制　限

選考委員は、役員候補になることはできない。但し、自薦の場合は、候補になることを認める。

（顧　　問）

第　８　条　顧問は、役員経験者より委嘱する。

（補　　充）

第　９　条　役員・会計監査委員が欠員し、補充の必要が生じた場合には、運営委員会の審議を経て選出する。

委員長・副委員長・書記が欠員し、補充の必要が生じた場合は、委員会より選出し、本部役員会での審議を経て運営委員会へ報告する。

（改　　廃）

第　１０　条　この規則の改廃は、運営委員会の審議を必要とする。

（実　　施）

第　１１　条　この規則は、昭和５２年９月１７日より実施する。

附　　則

１．昭和５６年　５月　９日　　一部改正
２．昭和５９年　５月１２日　　一部改正
３．昭和６１年　４月２６日　　一部改正
４．平成　４　年１２月１９日　　一部改正
５．平成１１年　６月２８日　　一部改正
６．平成１５年　３月１０日　　一部改正
７．平成２０年　５月１７日　　一部改正
８．平成２２年　２月　９日　　一部改正
９．平成３１年　２月１３日　　一部改正
10．令和　元　年　５月　８日　　一部改正
11．令和　６　年１２月１０日　　一部改正
12．令和　８　年　４月　１日　　一部改正

二本松小学校ＰＴＡ表彰規則

（総　　則）
第　１　条　二本松小学校ＰＴＡにおいての、功労のあった個人及び団体に対する表彰・感謝については、この規則による。

（表彰状及び感謝状）
第　２　条　この会の目的達成のために、とくに功労があったと認められる個人及び団体に対しては表彰状・感謝状を贈呈する。

（記　念　品）
第　３　条　表彰状・感謝状の被贈呈者に対しては、記念品（代）を贈呈することができる。

（選　　考）
第　４　条　前各条の被贈呈者の選考や細目については、運営委員会で決定する。

（申　　請）
第　５　条　この会及び会員について、他団体に対して表彰を申請する場合は本部役員会で決定する。

（改　　廃）
第　６　条　この規則の改廃は、運営委員会の審議を必要とする。

（実　　施）
第　７　条　この規則は、昭和５６年５月９日から実施する。

附　　則
１．令和 元 年　５月　８日　　一部改正

二本松小学校ＰＴＡ会計処理規則

（総　　則）
第　１　条　この規則は、規約第２７条に基づき定める。

（目　　的）
第　２　条　この規則は、会計及び財産管理の処理を円滑に行うために設ける。

（担　　当）
第　3　条　会計事務及び財産管理は、規約第１２条第４号により会計が行う。

（財　　産）
第　4　条　この会の財産は、什器・備品・預金・現金などの流動資産をいう。
　　２．財産は、それぞれ台帳によって整理し、会計が管理する。

（帳　　簿）
第　5　条　この会の会計には、次の帳簿を常備してこれを整理する。
　　（１）預金通帳　（２）会費受入簿　（３）金銭出納簿　（４）その他必要な帳簿
　　１．預金通帳の名義は会長名とし、会長不在の場合は副会長名（１名）とする。
　　２．通帳および通帳印は役員が管理する。

（処　　理）
第　6　条　会計に関する収入は、会計伝票によって処理を行う。
　　１．会計伝票は、収支が正当、正確であることを証明する次の書類によって、会長・会計が押印の上、会計が作成する。
　　①　入金証明書　　②領収書　　③支払証明書
　　２．会計帳簿への記載は、会計伝票により行う。

第　7　条　会計に関する書類の保管期間は１年間とする。

（予　　算）
第　8　条　この会の収支は、すべて会計年度ごとに予算計上する。
　　２．予算は、総会の承認を必要とし、本部役員会がこれを執行する。
　　３．予算科目は、会計年度ごとに本部役員会において決定する。
　　４．補正予算の編成及び科目間の流用等は、運営委員会で決定する。

（決　　算）
第　9　条　この会の収支は、年度途中・会計年度末の２回決算を行う。

（監　　査）
第　10　条　会計監査は、会計年度末にこの会の財産・諸帳簿・収支・預金・現金などについて行う。
　　２．会計監査委員は、随時会計を監査し、所要の意見を運営委員会に勧告することができる。

（改　　廃）
第　11　条　この規則の改廃は、運営委員会の審査を必要とする。

（実　　施）
第　12　条　この規則は、昭和５６年５月９日より実施する。

附　　則
１．平成２２年　２月　９日　　一部改正
２．令和 元 年　５月　８日　　一部改正
３．令和 ８ 年　４月　１日　　一部改正

二本松小学校ＰＴＡ旅費規則

（総　　則）
第　１　条　二本松小学校ＰＴＡの会員が、会務のため、学区外に出張する時は、この規則によって旅費を支給する。

（種　　類）
第　２　条　この規則での旅費とは、次のものをいう。
（１）交通費‥‥‥‥‥交通運賃・料金
（２）日　当‥‥‥‥‥当日の行動手当
（３）宿泊料‥‥‥‥‥宿泊料金
（４）諸　費‥‥‥‥‥資料代・分担金・通信料などの諸経費

（交　通　費）
第　３　条　交通費は、通常の経路に従って、最短・最低の実費を支給する。

（日　　当）
第　４　条　日当は、次によって支給する。
（１）一会議一律‥‥‥‥‥‥‥‥１２００円
（２）午前から夜間の場合‥‥‥‥２０００円
（３）事務連絡程度の場合は、これによらない。

（宿　泊　料）
第　５　条　宿泊料は、実費を支給する。

（諸　　費）
第　６　条　諸費は、会務の遂行に必要なものについてのみ、実費を支給する。

（併　　給）
第　７　条　この会以外より旅費が支給された場合には、重複して支給しない。

２．その支給された旅費が、この規則の定める額に達しない場合には、その差額を支給する。

（請　　求）

第　８　条　旅費の請求は、所定の用紙に記入・押印の上、会計に提出する。

２．宿泊料及び諸費については、それぞれの領収書又は会長の支払証明書の添付を必要とする。

（例　　外）

第　９　条　会務の都合や実情によって、この規則による支給が適当でないと認められる場合には運営委員会の議を経て、それに応じて支給することができる。

２．旭・大沢ブロック当番校としての、ブロック運営に係わる会務については、学区内であっても日当を支給する。

（改　　廃）

第　10　条　この規則の改廃は、運営委員会の審議を必要とする。

（実　　施）

第　11　条　この規則は、昭和５６年５月９日から実施する。

附　　則

１．平成１５年　９月１２日　　一部改正
　但し、執行は平成１５年度委員について４月分からとする。

２．平成２２年　２月　９日　　一部改正

３．令和 元 年　５月　８日　　一部改正

４．令和 ６ 年１２月１０日　　一部改正

二本松小学校ＰＴＡ慶弔金規則

（総　　則）

第　１　条　二本松小学校ＰＴＡにおける、会員に対する各種慶弔金の贈呈については、この規則による。

（種　　類）

第　２　条　この規則での慶弔金とは、次のものをいう。

（１）祝金

（２）餞別金

（３）香典

（４）傷病見舞金

（５）その他見舞金

（祝　　金）

第　３　条　祝金は、関係諸団体及び個人の祝事に対して贈呈する。

（餞　別　金）

第　４　条　餞別金は、退職及び転出に際して、次によって贈呈する。

Ｔ会員‥‥‥３，０００円

（香　　典）

第　５　条　香典は、死亡に際して、次によって贈呈する。

（１）会員ならびに本校在籍児童‥‥‥‥‥‥５，０００円と生花１基

（２）Ｔ会員の配偶者及び同居の父母‥‥‥５，０００円

（傷病見舞金）

第　６　条　傷病見舞金は、傷病に際して、次によって贈呈する。

本校在籍児童及びＴ会員‥‥‥‥‥‥３，０００円

（その他の見舞金）

第　７　条　その他の見舞金は、前条以外の災害に際して、前条に準じ、実情に応じて贈呈する。

（範　　囲）

第　８　条　前各条の適用範囲や細目については、運営委員会で決定する。

（例　　外）
第　9　条　実情によって、この規則に定めによることが適当でないと認められる場合には、運営委員会の議を経て、それに応じて贈呈することができる。

（改　　廃）
第　10　条　この規則の改廃は、運営委員会の審議を必要とする。

（実　　施）
第　11　条　この規則は、昭和５６年５月９日より実施する。

附　　則
１．平成１４年　５月１８日　　一部改正
２．平成２２年　２月　９日　　一部改正
３．令和 元 年　５月　８日　　一部改正
４．令和 ８ 年　４月　１日　　一部改正

二本松小学校ＰＴＡ個人情報取扱規則

（目　　的）
第　1　条　相模原市立二本松小学校ＰＴＡ(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責　　務）
第　2　条　本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管　理　者）
第　3　条　本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取　扱　者）
第　4　条　本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

（秘密保持義務）
第　5　条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第　6　条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周　　知）

第　7　条　個人情報取扱いの方法は、総会資料やＰＴＡのしおり等で会員に周知する。

（利　　用）

第　8　条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）ＰＴＡ会費・備蓄品費の集金業務、管理業務

（２）その他の文書の送付

（３）役員・会計監査・会員・登校班等の名簿の作成

（４）委員選出、並びに次年度本部役員選出活動

（５）広報誌への掲載

（利用目的による制限）

第　9　条　本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管　　理）

第　10　条　個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第　11　条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

第　12　条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

（３）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第　13　条　本会は、個人情報を第三者（第１２条第１号から第４号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

（１）第三者の氏名
（２）提供する対象者の氏名
（３）提供する情報の項目
（４）対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）
第　14　条　第三者（第１２条第１号から第４号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）第三者の氏名
（２）第三者が個人情報を取得した経緯
（３）提供を受ける対象者の氏名
（４）提供を受ける情報の項目
（５）対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示）
第　15　条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）
第　16　条　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研　　修）
第　17　条　本会は、本部役員・運営委員・各委員会委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）
第　18　条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改　　正）
第　19　条　法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第７条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

（実　　施）
第　20　条　本規則は、令和３年５月１３日より実行する。

ＰＴＡ内規

（ＰＴＡ活動に参加していただくための簡単な決まり）

（免　　除）

１．（１）本部役員・運営委員会を２年経験者は、１世帯につき他の委員選考基準から任期満了翌年からの６年間は免除とする。３年以上経験者は、任期満了時翌年からの永遠免除とする。但し、自薦・再任は妨げない。

また、運営委員会は、役員、選考委員会、地区委員会の八役（委員長・副委員長・書記２名・地区代表）、校長、副校長、教務主任によって構成される。
地区委員に関しては選考基準が異なるため、２年目経験者は、地区委員の委員長・副委員長・書記および地区代表は免除とする。

（２）本部役員２年経験者は地区委員を免除とする。但し、自薦・再任は妨げない。

２．内規については、運営委員会で検討し決定する。

３．１の（１）について平成２１年４月１日より実施する。
１の（２）について平成２４年７月１０日より実施する。
１の（１）について平成３０年６月２１日より実施する。
１の（１）について平成３１年２月１３日より実施する。
１の（１）（２）について令和６年１月１０日より実施する。
１の（１）について令和７年５月１５日より実施する。
１の（１）について令和８年４月１日より実施する。